

山村のくらし支援整備事業実施要領

第1 趣旨

山村のくらし支援整備事業の実施は、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び山村のくらし支援整備事業補助金交付要綱（平成21年制定。以下「要綱」という。）に基づくほか、この要領により実施するものとする。

第2 山村地域

要綱第2条第1項第2号の別に定める基準に適合する区域とは、別表第1に掲げるいずれかの区域とする。

第3 事業の内容

事業内容等は、別表第2のとおりとする。

第4 事業の基準

1 採択基準の適合

要綱第3条第2項の別に定める基準に適合する事業とは、法令その他の定めによる補助の対象とならない事業とする。

2 一般的基準

- (1) 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。
- (2) 次に掲げる経費等については、補助の対象としない。
 - ア 用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費
 - イ 目的外使用のおそれのあるもの
 - ウ 耐用年数がおおむね5年未満のもの及び消耗品的物品。ただし、事業達成上必要不可欠と認められるものを除く。
- (3) 事業費の積算単価及び歩掛は、公共事業積算基準に準ずるものとする。
- (4) 本事業により設置した施設等には、施行年度、事業名及び実施主体名を明示しなければならない。

第5 事業の実施

1 事業実施計画

- (1) 市町村長は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に事業実施計画書（別記第2号様式）を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)により事業実施計画の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、別記第3号様式により市町村長に通知するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)の承認を受けた事業実施計画に次のいずれかに該当する内容の変更が生じたときは、事業変更実施計画承認申請書（別記第4号様式）に事業変更実施計画書（別記第2号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 事業対象地域の変更
 - イ 事業指標（種類又は数値）の追加、変更又は廃止
- (4) 知事は、(3)による申請を適当と認めるときは、別記第5号様式により市町村長に通知するものとする。
- (5) 市町村長は、(2)又は(4)の承認を受けた事業実施計画に基づく事業を中止又は廃止しようとするときは、事業実施計画中止（廃止）届（別記第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- (6) 知事は、(5)による届出を受理したときは、その旨を別記第7号様式により市町村長に通知するものとする。

2 補助事業の実施

- (1) 要綱第6条第1号ア及びイの規定による知事の承認を要する変更事項は、別表第3のとおりとする。
- (2) 市町村長は、補助事業に着手したときは着手届(別記第8号様式)を、完了したときは完了届(別記第9号様式)をそれぞれ速やかに知事に提出しなければならない。
- (3) 市町村長は、補助金交付決定前に事業に着手しようとするときは補助金交付決定前着手届(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

3 事業実施成果

- (1) 市町村長は、本事業を完了したときは、1の事業実施計画ごと(1の(5)の規定により中止又は廃止した事業実施計画は除く。)に事業実施成果書(別記第11号様式)を作成し、規則第13条の実績報告と併せて知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の事業実施成果書の提出は、別記第12号様式により行うものとする。

4 事業の推進体制等

事業実施主体は、本事業を適切に実施するとともに、関係書類の整備及び事業完了後における経営管理等に必要な措置を講ずるものとする。

第6 財産の管理等

1 財産の維持管理

事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産についての管理規程又は利用規程を整備し、適正な運営を図るものとする。

2 財産処分の制限

- (1) 事業実施主体が本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、要綱第10条に定める期間内に譲渡し、交換し、担保に供与し、転用し、又は用途変更しようとするときは、市町村長は、別記第13号様式によりあらかじめ知事に申請しなければならない。
- (2) 知事は、(1)による申請を適当と認めたときは、別記第14号様式により市町村長に通知するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)に該当しない財産を処分しようとするときは、別記第15号様式により知事に届け出るものとする。

第7 事業効果の報告

別表第2の2に掲げる事業を実施した市町村長は、補助事業の完了の翌年度から3年間、毎年度終了後30日以内に当該補助事業に係る当該年度1年間の効果を事業効果報告書(別記第16号様式)により知事に報告しなければならない。

第8 雑則

1 書類の経由

この要領により知事に提出する書類は、本事業を実施する市町村を管轄する振興局農林水産振興部長を経由しなければならない。

2 事業実施計画に対する意見

振興局農林水産振興部長は、第5の1の(1)の事業実施計画書、又は同(3)の事業変更実施計画書の経由に際して意見書(別記第17号様式)を添付するものとする。

3 その他

この要領に定めるもののほか本事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月11日から施行する。
- 2 山村地域力再生事業実施要領(平成18年制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表第1（2関係）

山村に準じる区域
1 要綱第2条第1項第1号の区域を除く旧市町村の区域であって、当該区域の林野率がおおむね0.60以上であり、かつ、人口密度が1.16人/ha未満である区域
2 要綱第2条第1項第1号の区域を除く旧市町村の区域であって、当該区域の林野率が0.75以上であり、かつ、人口密度が1.33人/ha未満である区域
3 要綱第2条第1項第1号の区域、本表の1及び2に適合する区域を除く旧市町村の区域内の大字の区域であって、次に掲げる条件をすべて満たしている区域 (1) 当該大字の区域の林野率がおおむね0.60以上であり、かつ、人口密度が1.16人/ha未満であること、又は林野率が0.75以上であり、かつ、人口密度が1.33人/ha未満であること (2) (1)を満たす1の大字の区域面積、又は(1)を満たす大字であって互いに隣接する2以上の大字の合計区域面積が500ha以上であること (3) (2)を満たす区域が要綱第2条第1項第1号の区域、又は本表の1並びに2に適合する区域と隣接していること

- (注) 1. 本表において「旧市町村の区域」とは、昭和25年2月1日における県内の市町村の区域（同日後において当該区域の全部又は一部について市町村の廃置分合又は境界変更があった場合（当該区域がそのまま他の市町村の区域となった場合を除く。）にあつては、山村振興法施行規則（昭和40年10月26日総理府令第45号）で定める区域。）をいう。
2. 本表において「林野率」とは、平成29年4月1日現在における森林簿のデータに基づく林野率とする。
3. 本表において「人口密度」とは、平成27年国勢調査のデータに基づく人口密度とする。

別表第2（第3関係）

山村のくらし支援整備事業 事業内容等一覧表

事業の種類	事業内容等
1 くらしの向上促進事業	次に掲げる施設等の新設又は機能向上 ① 集会所等地域コミュニティの維持・形成に必要な施設等 ② 小規模飲料水供給施設等生活環境の改善に必要な施設等 ③ その他地域住民の生活の安全を確保するのに必要な施設等
2 ふれあい交流促進事業	(1) 交流活動に使用することを目的とした空き家の改修 (2) 次に掲げる施設等の新設又は機能向上 ① 短期滞在施設、交流広場等交流活動の促進に必要な施設等 ② その他山村地域の魅力を発信するのに必要な施設等
3 生活のみち機能向上事業	次に掲げる道路の改良等機能向上 ① 緊急車輛等の進入路として必要な道路 ② 集落間道路

別表第3（第5関係）

項 目	承認を要する変更事項
ア 事業内容の変更	(1) 事業箇所の追加又は廃止 (2) 事業箇所ごとの事業実施主体の変更 (3) 事業箇所ごとの事業実施場所の変更 (4) 事業箇所ごとの30%を超える事業量の増減
イ 経費の配分の変更	(1) 県補助総額の増加 (2) 事業箇所ごとの30%を超える県補助額の増減